

教育課程編成の手引き

～特別支援学級編～

令和2年3月

島根県教育委員会

～特別支援学級編～

1 もくじ

1 特別支援学級の各障がい等の配慮事項について	1P
2 障がい種に対応した教育課程の編成について	4P
3 教育課程編成の具体的な手順について	8P
4 年間指導計画の作成について	11P
5 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用・評価について	13P
6 参考様式（プロフィール、個別の教育支援計画、個別の指導計画）	15P

2 表記について

「教育課程編成の手引き」内の各標記については、下記のとおり省略して示してあります。

- ・小学校、中学校、義務教育学校 → 「小・中学校」
- ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校 → 「小・中・高等学校」
- ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校 → 「幼・小・中・高等学校」
- ・学校教育法施行規則第〇条 → 学教法規則第〇条
- ・小学校学習指導要領(平成29年告示) → 学習指導要領(小)
- ・中学校学習指導要領(平成29年告示) → 学習指導要領(中)
- ・高等学校学習指導要領(平成30年告示) → 学習指導要領(高)
- ・特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領(平成29年告示) → 学習指導要領(特)
- ・小学校学習指導要領(平成29年告示)解説(〇編) → 小解説(〇編)※他表示：解説(教科名等)
- ・中学校学習指導要領(平成29年告示)解説(〇編) → 中解説(〇編)※他表示：解説(教科名等)
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領解説(〇編) → 特解説(〇編)※他表示：解説(教科名等)
- ・知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校 → 知的障がい特別支援学校
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」平成25年10月4日付25文科初第756号 → H25.10.4通知
- ・「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について(依頼)」平成30年2月8日付29初特支第33号 → H30.2.8通知

※なお、引用部分(法令等)を「障害」と表記している箇所があります。その他は「障がい」と表記しています。

【参考文献】

国立特別支援教育総合研究所各資料(ホームページ<http://www.nise.go.jp/cms/>)
埼玉県立総合教育センター「特別支援学級の教育課程編制の在り方に関する調査研究」
岡山県総合教育センター「特別支援学級担任のためのハンドブック(改訂版)」平成30年4月

1 特別支援学級の各障がいの配慮事項について

各障がい別の学級についての種類・程度（H25.10.4 通知）と配慮事項は、下記のように示されています。

(1) 弱視

- ・拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難なもの

《配慮事項》（学習指導要領（特）参照）

- ・児童生徒が聴覚・触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。
- ・児童生徒の視覚障がいの状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童生徒に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童生徒の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。
- ・児童生徒の視覚障がいの状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるよう指導すること。
- ・視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるように指導方法を工夫すること。
- ・児童生徒が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

(2) 難聴

- ・補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

《配慮事項》（学習指導要領（特）参照）

- ・体験的な活動を通して、学習の基礎となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- ・児童生徒の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
- ・児童生徒の聴覚障がいの状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童生徒同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
- ・児童生徒の聴覚障がいの状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- ・児童生徒の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。
- ・視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

(3) 知的障がい

- ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

《配慮事項》（教育支援資料P119 参照）

- ・できるだけ実生活につながる技術や態度を身につけられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールの理解を促すための指導を行うこと。

- 知的発達が遅れにより、一般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行うこと。(焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等)
- 知的発達が遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供すること。(文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒/パソコンの活用等)
- 知的発達が遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生かすことができる力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行うこと。
- 知的発達が遅れ等によって、友人関係を十分に形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、学級集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態をふまえた適切な対応を図ること。

(4) 肢体不自由

- 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

《配慮事項》 (学習指導要領(特)参照)

- 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- 児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。
- 児童生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- 児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともにコンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- 各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

(5) 病弱・身体虚弱

- 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも
- 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

《配慮事項》 (学習指導要領(特)参照)

- 個々の児童生徒の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性等に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- 健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童生徒の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- 児童生徒の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器、補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

- ・児童生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。
- ・病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童生徒については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

(6) 言語障がい

- ・口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの。

《配慮事項》（教育支援資料P205参照）

- ・話すことに自信を持ち積極的に学習に取り組むことができるようになるための発音指導を行うこと。
- ・発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行うこと。
- ・発音が不明瞭な場合には、代替え手段によるコミュニケーションを行うこと。（筆談、ICT 機器の活用等）
- ・発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、個別指導の時間を確保し、音読、九九の発音等の指導をおこなうこと。
- ・言語障がいのある子どもが集まる交流の機会の情報提供を行うこと。

(7) 自閉症・情緒障がい

- ・自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- ・主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

《配慮事項》（教育支援資料P228参照）

- ・自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法の独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行うこと。（動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等）
- ・自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行うこと。（理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身につけること等）
- ・自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等の活用）また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりすること。
- ・自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際の体験の機会を多くするとともに、言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習内容の順序を分かりやすくなるよう活動予定表等の活用を行うこと。
- ・情緒障がいのある児童生徒の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊心や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行うこと。又、自閉症の特性により、二次的な障がいとして情緒障がいと同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努めること。

2 障がい種に対応した教育課程の編成について

それぞれの学校の基本方針を明確にして、全教職員の共通理解のもとに編成していきます。

特別支援学級は、障がいがあるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編成された少人数の学級です。

児童生徒の障がいの状態等に応じて、適切な配慮のもとに指導が行なわれる必要があります。

(1) 基本的な考え方

特別支援学級は、小・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

ただし、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。

その場合は、「小・中学校における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要な場合は、特別の教育課程によることができる（学教法規則第 138 条）」と規定されています。

小解説（総則編）P108、中解説（総則編）P107

(2) 特別の教育課程とは

特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のように編成します。

（学習指導要領（小）P24、学習指導要領（中）P25-26 参照）

- ① 自立活動を取り入れること（学習指導要領（特）第7章）
- ② 実態に応じた教育課程を編成すること（障害の程度等を考慮し、必要に応じア・イへ変更が可能）
ア：各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
イ：各教科を、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替える

これらを実施する上で、児童生徒の障がいの程度等、的確な実態把握、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うことが大切です。（手順は、「3 教育課程編成」を参照）

(3) 障がい種に対応した教育課程

① 知的障がいのない児童生徒の教育課程

基本的には、学習指導要領（小）（中）に基づいて編成しますが、児童生徒の実態に応じて、学習上又は生活上の困難を解決していくための知識や技能、態度、習慣を身に付けていく「自立活動」を取り入れて「特別の教育課程」を編成します。

〔自立活動については、[自立活動編](#)を参照〕

② 知的障がいのある児童生徒の教育課程

この場合も、基本的には学習指導要領（小）（中）に基づいて編成しますが、児童生徒の知的障がいの程度に応じて、工夫された教育課程が必要でありその場合、各教科を知的障がい特別支援学校の各教科に替えたりするなど、特別の教育課程を編成します。各教科、特別の教科道徳、特別活動及び自立活動を合わせて指導する場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導する場合とがあります。

各教科等を合わせた指導については、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などの指導の形態があります（学習指導要領（教科等編 P30～））。また、個別指導あるいは通常の学級との交流及び共同学習、複数の特別支援学級の合同学習など、授業形態や集団の構成等についても、学習活動が効果的に行われるよう工夫が必要です。

コラム 1 知的障がい特別支援学校の各教科 ～段階による内容構成～

各教科の内容は、学年別には示さず、小学部は3段階、中学部は2段階、高等部は2段階で示しています。これは、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年ではあっても、知的障がいの状態や経験等が様々であり、個人差が大きいためであり、段階を設けて示した方が、個々の児童生徒の実態に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからです。

各教科の各段階は、基本的には、知的発達、身体発達、運動発達、生活経験、社会性、職業能力等の状態を考慮して目標や内容を定め、小学部1段階から高等部2段階へと7段階へと積み上げています。

コラム 2 知的障がい特別支援学校の「生活」と、小学校の「生活」

知的障がい特別支援学校の小学部の「生活」は、小学校1・2年の「生活」と同じ教科名ですが、内容は大きく異なります。知的障がい特別支援学校の「生活」の具体的な内容は、「基本的な生活習慣」「健康・安全」「遊び」「交際」「役割」「手伝い・仕事」「きまり」「日課・予定」「金銭」「自然」「社会の仕組み」「公共の施設」の12観点から構成されています。

③ 交流及び共同学習

小学校及び中学校の特別支援学級では、学習指導要領（小）（中）に準じるとともに、通常の学級との交流及び共同学習を進めていく上で、年間を通じて計画的に取り組むことが重要です（H30. 2. 8通知）。

④ その他

なお、「特別の教育課程」を編成する場合には、次に掲げるものを教育委員会に届けることとなっています（各市町村教育委員会の小中学校管理規則例「特別支援学級教育課程に関する届出書」）。

○学級名称、開設年度、障がい種別、在籍児童（生徒）の状況、時間割、学級担任の指導時間数等

(4) 教科用図書の使用

特別の教育課程を編成している特別支援学級では、児童生徒の実態から、文部科学省検定済み教科書を使用して学習をすることが適当でない場合、他の適切な教科用図書を使用できることとなっています（学教法附則第9条、学教法規則第139条）。

また、特別支援学級において特別の教育課程を編成するとき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合は、特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができます（学教法規則第139条）。

各教科書の選定については、以下①～④を参考にします。

- ① 各教科の文部科学省検定済教科書の中から該当学年のものを選定
 - ② 各教科の文部科学省検定済教科書の中から下学年のものを選定
 - ③ 文部科学省著作教科書（国語、算数・数学、音楽）（いわゆる☆本）の中から選定
 - ④ 上記①～③までの中で適当なものがない場合、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）の中から選定
- ※③、④は知的障がい特別支援学級のみ

特別の教育課程を編成する際のポイント

教育課程編成の確認の際、
チェックしてみましょう！

必ず行うこととされています

自立活動の指導

特別に設けられた領域（自立活動）の指導を必ず取り入れます。

以下のことが可能となります

実態に応じた教育課程（下記アまたはイに変更することが出来ます）

ア：各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える

イ：各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容に替える

授業時数

各教科等の授業時数は、弾力的な取扱ができます。（総授業時数は、小・中学校と同じ）

各教科等を合わせた指導

各教科等を合わせて指導することができます。

教科用図書

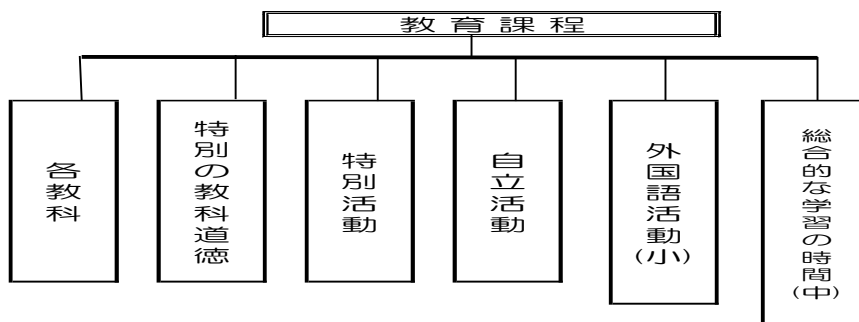
当該学年の教科書に代えて、他の適切な教科用図書を使用することができます。

児童生徒の実態に合った教科書を選定するようにします。

《参考》

1 学習指導要領（特）（視、聴、肢、病）では、次のように掲載されています。

特別支援学校小学部 (知的障がいを除く)	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語の各教科、 特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動
特別支援学校中学部 (知的障がいを除く)	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語の各教科、 特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動



〔特別支援学校編 教育課程の編成を参照〕

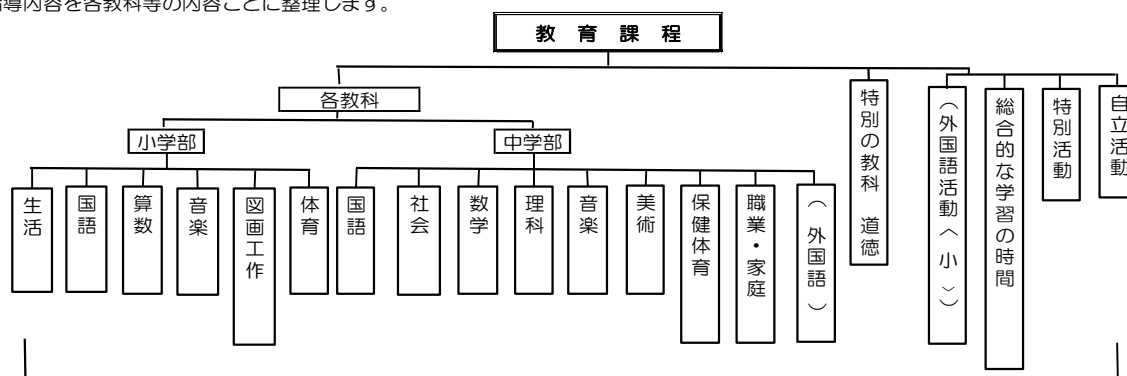
2 学習指導要領（特）（知）では、次のように掲載されています。

特別支援学校小学部 (知的障がい)	生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の各教科、特別の教科道徳、特別活動、 自立活動、(外国語活動)
特別支援学校中学部 (知的障がい)	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語、 特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

特別支援学校（知）の教育課程の構造（小学部・中学部）

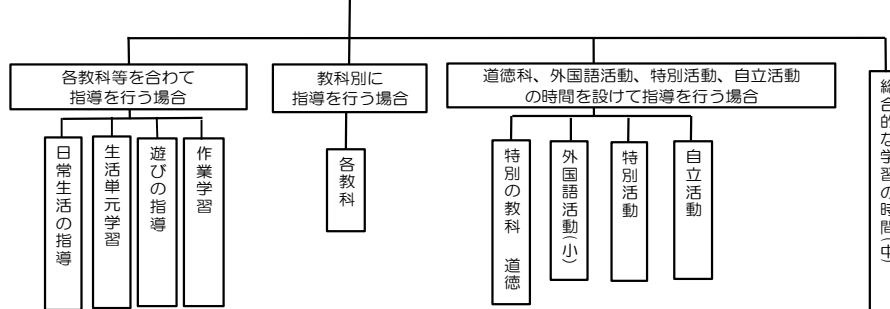
《指導内容の分類》

指導内容を各教科等の内容ごとに整理します。



《指導形態の分類》

指導内容を指導の形態ごとに再構成します。



3 教育課程編成の具体的な手順について

次のような手順で編成していきます。

(1) 教育課程編成の手順

教育課程の編成で大切なことは、「2 基本的な考え方」に示したように、①自立活動を取り入れること、②個々の児童生徒の実態に応じたもの（ア：各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える、イ：各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替える）を作成することです。

編成の時期は、前担任は3月末までに原案を作ります。在籍する児童生徒については、実態及び本人の教育的ニーズ及び校内体制を考慮して案作りをすすめます。新入児童生徒の場合は、3学期中に幼児児童生徒の在籍校（園）等の前担任と連絡会等を設けて実態を把握すると共に、本人・保護者との教育相談や移行支援会議等をとおして原案を作成します。

新年度に担任は、4月初旬の職員会等を経て時間割を作成します。（編成の手順の⑤時間割の作成と関連してくるため。）原案を元に、入学後に児童生徒の実態に合わせて修正が必要です。

具体的な手順（目安の時期）

① 児童生徒の実態把握（前年度3学期）

教育相談・観察・検査・学習状況等により、本人の実態や学習の取得状況や特性等を整理し、教育課程等を検討します。この実態把握により、以下の②～⑥のことを決めていきます。（新入生の場合は、状況を把握するため、前校（園）との連携が有効です。）

② 指導目標の設定（4月）

実態に即して、児童生徒一人一人の重点目標を決めます。

③ 学習内容・形態の決定（4月）

効果的な指導となるよう指導形態やグループ編成を工夫します。学習内容の選定に当たっては、個々の実態（発達の段階）や児童生徒のニーズを十分に把握しながら決定します。

④ 指導時数の配分（4月）

児童生徒それぞれに合った時間配分を考えます。基本的には小学校・中学校の教育課程に準じますが、年間総授業時数は各学年の標準時数を確保しつつ、各教科等のそれぞれの授業時数については、各学校で児童生徒の実態に合わせて定めることとなります。

※自立活動の授業時間数、各教科等を合わせた指導の形態を取り入れているかどうかということが、各教科等の指導時数ともかかわってきます。

⑤ 時間割の作成（4月）

上記の③、④が決定してから、教務・交流学級担任と相談して作成します。交流学級での学習の時間・校内での特別支援学級との合同学習時間を考慮しながら作成します。中学校において、知的障がいのない生徒の教科指導は、交流学級において学習するか、それが難しい場合は学校の指導体制により、教科担当による指導が必要となります。

⑥ 年間指導計画の作成（4月）

年間を通した指導の見通しを立てます。

＜具体例＞【週時程表の例】

【小学校】 自閉症・情緒障がい（知的障がいのない児童）特別支援学級4年生の例

	月	火	水	木	金
1	自立活動	自立活動	国語	国語	国語
2	国語	国語	算数	算数	算数
3	算数	算数	体育（交）	図工	社会
4	体育（交）	外国語活動(交)	理科（交）	図工（交）	音楽（交）
5	理科（交）	総合（交）	音楽(合同)	社会	体育（交）
6		総合（交）	道徳	特別活動	自立活動

- 児童の見通しがもちやすくなるように、1時間目に自立活動または国語を設定した。
- 理科、体育、外国語活動等は、交流学級で学習するとした。
- 道徳は、児童の実態に応じて在籍の学級で指導する方法を取り入れた。

※ クラブ活動等は表記していません。また、表中の（交）は、交流及び共同学習を表しています。

【小学校】 自閉症・情緒障がい（知的障がいのある児童）特別支援学級5年生の例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	国語	国語	国語	国語	国語
3	算数	算数	算数	算数	生活単元学習
4	音楽	体育（交）	体育（交）	音楽	生活単元学習
5	体育	総合（交）	道徳	図工（交）	算数
6		外国語活動	生活単元学習	図工（交）	自立活動

- 1時間目に日常生活の指導を、2時間目に国語を帯状で取った。
- 自立活動の時間を週に1時間設定した。次週の見通しを持つため金曜日に設定した。
- 見通しをもって学習できるように、生活単元学習の時間を2時間連続で設定した。

※ クラブ活動等は表記していません。

【中学校】 自閉症・情緒障がい（知的障がいのない生徒）特別支援学級1年生の例

	月	火	水	木	金
1	自立活動	国語	社会（交）	数学	国語
2	外国語(英語)	数学	美術(交)(付)	保体(合)	理科(交)
3	国語	外国語(英語)	数学	外国語(英語)	社会(交)
4	音楽(交)	理科(交)	理科(交)	技・家(交)(付)	総合(交)
5	特別活動	総合(交)	音/美(交)(付)	社会(交)	保体(合)
6		技・家(交)(付)	道徳	国語	自立活動

- 道徳、特別活動、自立活動は、在籍の学級で担任の指導とした。
- 国語、数学、外国語(英語)は在籍の学級で教科担任の指導とした。
- 体育は他の特別支援学級と合同で学習するとした。
- 社会、理科、音楽、総合的な学習の時間は、交流学級で学習するとした。
- 技・家と美術は交流学級で担任が付添い支援するとした。

【中学校】 自閉症・情緒障がい（知的障がいのある生徒）特別支援学級1年生の例

	月	火	水	木	金
1	自立活動	自立活動	国語	国語	音楽(交)
2	国語	社会	数学	数学	国語
3	生活単元学習	作業学習	理科	作業学習	理科
4	生活単元学習	作業学習	社会	作業学習	道徳
5	数学	外国語(英語)	保体(合)	美術(合)	保体(合)
6		総合(合)	特別活動	外国語(英語)	自立活動

- 各教科等を合わせた指導「生活単元学習」「作業学習」は、3、4時間目に2時間続きで設定した。
- 美術、体育、総合的な学習の時間は、他の特別支援学級と合同で学習するとした。

【小学校】 知的障がい特別支援学級2年生の例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	国語	国語	国語	国語	国語
3	算数	生活単元学習	算数	図工(交)	生活単元学習
4	体育(交)	生活単元学習	音楽(交)	図工(交)	生活単元学習
5	自立活動	道徳	体育(交)	算数	音楽(交)

- 生活のリズムを作るため、1時間目に日常生活の指導を帯状で設定した。
- 生活単元学習は2時間続きで設定した。

【中学校】 知的障がい特別支援学級3年生の例

	月	火	水	木	金
1	国語	数学	生活単元学習	数学	国語
2	音楽	外国語(英語)	生活単元学習	国語	数学
3	生活単元学習	作業学習	総合(交)(付)	作業学習	音楽
4	生活単元学習	作業学習	数学	作業学習	保体
5	数学	美術(合)	道徳	外国語(英語)	美術(合)
6		学活		保体	総合(交)(付)

- 作業学習、生活単元学習は2時間続きで設定した。
- 総合的な学習の時間の交流及び共同学習は、内容によっては担任が付き添って指導するとした。

【中学校】 弱視(知的障がいのない生徒)特別支援学級1年生の例

校時	月	火	水	木	金
1	国語	社会(交)	国語	自立活動	外国語(英語)
2	外国語(英語)	数学	美術(合)	保体(交)(付)	国語
3	総合(交)	外国語(英語)	数学	理科(交)	社会(交)
4	音楽(交)	理科(交)	理科(交)	技・家(交)(付)	道徳
5	数学	国語	音楽(交)	数学	保体(交)(付)
6		技・家(交)(付)		社会(交)	総合(交)

- 美術は他の特別支援学級と合同で学習するとした。
- 自立活動を週に1時間設定した。
- 技・家と保体は、交流学級で担任が付き添って指導するとした。

ポイント!

特別支援学級において実施する特別の教育課程については、「学習指導要領(特)小学部・中学部第7章に示す自立活動を取り入れること」と示されました。

自立活動の時間に充てる授業時数は、「児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じて、適切に定めるものとする」(学習指導要領(特)自立活動編P45)とされており、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて適切に設定される必要があります。一律に授業時数の標準としては示されておらず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようになっています。

したがって、個々の児童生徒の実態に即して作成された個別の指導計画の下に、適切な指導実践が行われることが求められます。

4 年間指導計画の作成について

年間指導計画は、年間を通して学級ごとに指導目標、指導内容など明確にした具体的な計画です。この計画に基づいて、学期、月、週、一日、一単位時間の計画が行われます。年間指導計画の作成にあたっては、児童生徒の実態を十分把握した上で、教育目標を達成するために最も適切な指導形態を考えましょう。

指導計画を作成するにあたっての留意点

- 一人一人の障がいの状態や発達段階、特性を十分に把握し、実態に応じて計画する。
- 指導方法や指導形態を考えて計画する。
- 特別支援学校（知）の教育課程を参考にする場合には、「各教科等の指導」と「各教科等を合わせた指導」のバランスを考え、関連を図りながら計画する。
- 各教科等別の系統性・順序性、学びの連続性を考えて計画する。
- 学校・学年・学級行事等を考慮して計画する。

〈ポイント〉

☆個別の指導計画と連携について

- ・年間指導計画は、年度当初に立てますが、児童生徒の実態に応じて変更や修正を加えながら指導を進めていくことが大切です。特に「個別の指導計画」と関連させて進めることが重要です。
- ・学習活動を校内において展開するだけでなく、校外においても具体的に生活経験を積み重ね、生活技能を高めたり、生活習慣を身に付けたりするように配慮しましょう。

☆「特別の教科 道徳」について

- ・「道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中学校に準ずること」とされています。それに加え3項目が示されています（学習指導要領（特）解説教科等編 P524～525）。

○児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。

○各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしなが、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。

○知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

これらを道徳科における年間指導計画に基づき実施する必要があります。（児童生徒の実態に応じ、実際の指導では「各教科等を合わせた指導」の中で実施する場合においても、道徳科の年間指導計画を作成して、計画的に指導する必要があります。）

☆「自立活動」について

- ・「自立活動」は、特別支援学級に在籍する全ての児童生徒において実施する必要があります。自立活動の時間のみならず、学校の教育活動全体を通じて実施する必要があります。

年間指導計画の一例 (小学校知的障がい特別支援学級 在籍児童1年・3年・5年：計3名)

指導形態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
学校行事	始業式／ 入学式／ 1年生歓迎会、	家庭訪問 遠足／交 通安全教室	音楽会／ 宿泊学習 ／参観日	プール開 き／地区 児童会／ 終業式	夏季休業	始業式／ 運動会	教育相談	学習発表 会／市音 楽会参加 ／参観日	地区児童 会／個人 懇談／終 業式	始業式／ 校内書き 初め展示	教育相談 ／参観日	6年生を送 る会／地 区児童会 ／卒業式 ／修了式	
各 教 科 指 導	日常生活の指導	基本的な生活習慣(あいさつ、排泄、整理整頓、衣服の着脱) 給食(準備、片付け、マナー)、掃除(掃除のスキル、準備、片付け) 生活の見通し(朝の会、帰りの会、今日の予定、連絡帳)											
	等を 合 活 単 元 指 導	・学校探検・町探検① ・春をさがそう ・調理活動(クッキー、 買い物)		・夏を楽しもう ・調理活動(地域のお菓子、買 い物) ・おもちゃ作りをしよう			・町探検② ・秋をみつけよう ・調理活動(サツマ芋、 買い物)		・秋のかざりを作ろう ・年賀状を出そう ・調理活動(ケーキ、買 い物)		・調理活動(餅、買い物)		
学 活 単 元 指 導	・誕生会 ・歓迎会	・誕生会 ・季節装飾 ・花・サツ マ芋苗植	・市合同学 習準備 ・タマネギ 販売	・誕生会 ・季節の飾り(七夕) ・校外学習(バス利 用)	・誕生会 ・運動会装 飾作成	・冬野菜の 種まき ・作品展の 作品作り	・誕生会 ・学習発表 会練習 ・校外学習	・冬野菜 の収穫 ・おでんパ ーティ	・誕生会 ・書き初め	・校外学習 ・6年生送 る会準備	・6年生送 る会 ・反省会		
教 科 別 の 指 導 及 び 長 期 目 標	国語	A児:(1段階) ひらがなの読み書きに触れ、身近な言葉が分かり使えるようになり、かかわりの中で伝え合うことができる。 B児:(2段階) 簡単な文章の読み書きをとおし、身近な言葉を身につけ、人のかかわりの中で伝え合い自分の思いをもつことができる。 C児:(3段階) 詩や文章の内容理解や作文等をとおし、日常生活に必要な国語の知識や技能、伝え合う力を身につけることができる。											
	算数	A児:(1段階) 数える基礎を身につける。身近にあるもの大小、量の大きさや長さの違いに注目し、量の大きさを区別することができる。 B児:(2段階) 10までの数唱及び表現ができる。形の種類や、身の回りのものの共通点等を簡単な表やグラフで表現することができる。 C児:(3段階) 100までの整数の表し方を身につけ、20までの減法ができる。形の作成や分解、前後・左右、時刻や時間を理解できる。											
	音楽	1、3、5年にお いて交流及び共 同学習を行う	A児:(1段階) 音楽に関心をもち、身体表現、器楽、歌唱、技能を身につけ、音の楽しさを見つけることができる。 B児:(2段階) 曲名や曲想に気づくと共に、身体表現、器楽、歌唱、技能を身につけ、興味をもって聴くことができる。 C児:(3段階) 音楽のづくりに気づくと共に、身体表現、器楽、歌唱、技能を身につけ、音楽を味わって聴くことができる。										
	図工	1、3、5年にお いて交流及び共 同学習を行う	A児:(1段階) 線を引く、絵を描く等の活動をとおして、表現したいことを思いついたり、作品を見たりできる。 B児:(2段階) 形や色の違いに気づき、材料や用具を使い表し方を工夫して表現したり、面白さを感じ取ったりできる。 C児:(3段階) 形や色など造形的な視点に気づき、材料や用具を選択し工夫して表したり、感じ方を広げることができる。										
	体育	1、3、5年にお いて交流及び共 同学習を行う	A児:(1段階) 教師と一緒に体を動かす楽しさ等が表現できると共に、簡単な合図や指示に従って楽しく運動ができる。 B児:(2段階) 教師の支援を受けて基本的な運動ができ、その楽しさを他者に伝えると共に、きまりを守って運動できる。 C児:(3段階) 基本的な動きを身につけ、運動の楽しみ方を伝達できると共に、友達と仲良く運動することができる。										
	外国語 活動	(A、B児は実施しない) C児:(3段階)言語活動を通してコミュニケーションの楽しさを知ったり、日本と外国語の言語や文化を体験的に親しんだりすることができる。											
	道徳	1、3、5年において道徳を特設すると共に、各教科等を合わせた指導の中でも指導する。											
総合的な 学習の時間	【3年、5年の教育課程に準ずる】 3年:大好き わたしたちの〇〇町 B児:〇〇町の自然や祭りなど、友だちと一緒に調べる 5年:お米と私たちの暮らし、わたしたちにもできるボランティア C児:友だちと一緒に米作り体験をしたり、福祉体験をしたりする												
特別活動	各教科等を合わせた指導の中で指導する												
自立活動	A児:実態にもとづき、基本的な運動や動作を取り入れて体の部位を適切に動かすことができ、自分の良さを見つけることができる。 B児:実態にもとづき、今やることに気持ちを向けて取り組む際の工夫を知り、刺激の少ない環境でやり遂げる体験を積むことができる。 C児:実態にもとづき、周りの人の気持ちやトラブルに気づけるよう、自分や友だちのことをふり返る体験を積むことができる。												

5 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用・評価について

以下の点に留意しながら、進めていきます。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障がいのある児童生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。

学習指導要領では、特別支援学級に在籍する児童生徒は全員作成することとされました。

(学習指導要領(小) P24、(中) P25) (小解説(総則編) P112、中解説(総則編) P111)

障害のある児童生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関と連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用に努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用に努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒・・・(略)・・・については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

各学校においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置づけや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図ることが必要です。また、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠です。

(小解説(総則編) P114、中解説(総則編) P113)

(1) 個別の教育支援計画

①作成の目的

長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。

このため、家庭を含め、教育、医療、福祉などの関係機関との連携が必要です。

〈作成について〉

- ・本人保護者から聞き取り(本人保護者の願いや将来の希望、本人の状況等)
- ・関係機関での支援を具体的に記述(利用している関係機関や支援の内容や役割等)

②活用の仕方

- ・学校の全教職員や関係機関との共通理解等に活用
- ・引継ぎに活用
 - * 学校間で引き継ぐ(就学前→小学校、小学校→中学校、中学校→高等学校)
 - * 学年間で引き継ぐ(小・中・高等学校の学年間)
 - * その他

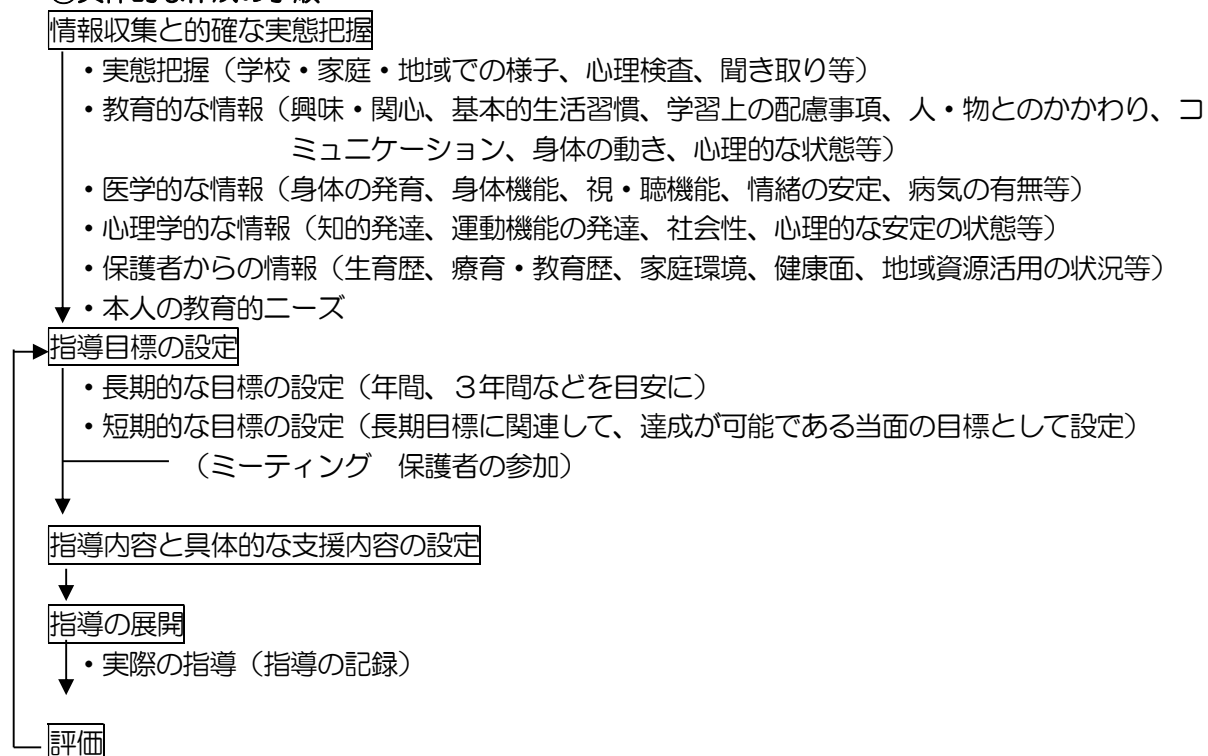
就学前から、就学児、そして進学先まで切れ目ない支援に生かすことが大切です。その際に、個別の教育支援計画は多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いと保護に十分留意することが必要です。

(2) 個別の指導計画

①作成の目的

個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものです。きめ細やかに指導するため、教育課程を具体化し、指導目標、指導内容、指導方法を明確にします。

②具体的な作成の手順



③活用の仕方

- ・特別支援学級の各教科等の指導では、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成する
- ・各教科の一部又は全部を知的障がい特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にした場合、知的障がい特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定する
- ・保護者との連携に生かす

※その他（個別の指導計画を添付をもって指導要録に替える場合の留意事項）

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」平成31年3月29日付（30文科初第1845号）のⅡ指導に関する記録の項目に示された、「障害のある児童（生徒）について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録の記入に替えることも可能である」示されました。

④ 評価

- ・実施状況を適宜校内委員会等の会議で評価し、評価に合わせて改善を図ります。
- ・子どもの状況に応じ、上記を参考にPDCAサイクルで取り組みます。

（3）個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用に向けて

二つの計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、全ての教師の理解と協力が必要です。校長のリーダーシップのもと、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要があります（小・中解説総則編（小）P112（中）P111 参照）。

プロフィール表（参考様式）

ふりがな 氏名		性別	生年 月日	年	月	日	生	所 属	園/所 学校
保護者氏名				続柄					
住所				電話番号 (連絡先)					
家族構成	続柄	備考			続柄	備考			
相談の記録	年齢	内 容							
諸検査等の記録	検査の名称	結果・検査機関				検査日			
診断等	機関名	診断名				診断日			
手帳の取得 療育手帳 身体障害者手帳 精神保健福祉手帳	種類	等級・番号				発行年			
特記すべき 生育歴等	年齢	内 容							

具体的な指導・支援に役立つ情報

学習の様子	
生活の様子 (授業以外の学校生活・・ 掃除、休憩時間、部活など)	
コミュニケーションの様子や 得意な方法 (同年代との、大人との、 年齢の低い子との)	
学校生活以外の場面での様子 や生活スキル (家庭、地域)	
必要に応じて項目を追加	

個別の教育支援計画（参考様式）

ふりがな		性別	生年月日	年	月	日
児童生徒氏名			学校・学年	学校・年		
保護者氏名		続柄	手帳等	有・無	有・無	
障がいの状況				手帳名()		
				年	月	日交付

現在の生活・将来に向けての希望(願い)			
本人		保護者	

健康・情緒面	学習面	生活面・社会性
実態	実態	実態

支援の目標 (長期目標)	
-----------------	--

在籍校での 支援内容	
---------------	--

合理的配慮の 実施内容	
----------------	--

その他 <small>※参考となる記録等</small>	
---------------------------------	--

関係 機関 での 支援 内容		機関名	支援内容
	医療・保健		
	福祉・労働		
	家庭・地域		

作成	年 月 日	担任確認	校長確認	保護者確認
更新	年 月 日	担任確認	校長確認	保護者確認

個別の指導計画（参考様式）

【 学期】

対象 児童生徒	年 組			記載日	年 月 日	記入者 (全員)	
	名前			実施期間	年 月 日～ 月 日		

長期目標							
		自立活動の区分等	状 況				
指導 に 結 び つ く 実 態	1	健康の保持					
	2	心理的な安定					
	3	人間関係の形成					
	4	環境の把握					
	5	身体の動き					
	6	コミュニケーション					
	7	その他					

項目 教科等	目 標	指 導 内 容 ・ 方 法 ・ 手 立 て	目 標 に 対 す る 評 価
生活			
国語			
算数			
音楽			
図画 工作			
体育			
特別 活動			
自立 活動			